

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 保険薬剤師の登録(保険課)
- ◇ 選管告示 政治団体の設立の届出
政治団体からの届出事項に異動があった旨の届出
政治団体の解散の届出
政治団体の収支に関する報告書の要旨
- ◇ 教委告示 定例教育委員会の招集(総務課)
- ◇ 公 告 准看護婦試験の実施(医務薬事課)

告 示

鳥取県告示第七百三十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年十一月二十四日

鳥取県知事 片 山 善 博

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第九十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定より告示する。

平成十一年十一月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
河本玲子後援会	藤井功重	河本六美	西伯郡淀江町大字 淀江六九二一	平成十一年九月一日	その他の政治団体
鳥取民報社	岩永尚之	岩永尚之	鳥取市吉方一六八八	〃	〃
村尾馨後援会	井上豊明	正木直志	岩美郡国府町大字 宮下二〇四	平成十一年九月三日	〃
山崎孝夫後援会	笠見重利	笠見重利	西伯郡大山町大山 三九一二	平成十一年十月十二日	〃
平林鴻三福部後援会	小谷啓二	山根三郎	岩美郡福部村大字 箭溪三六	平成十一年十月二十八日	〃

氏 名	越智 順子	登録の記号及び番号	鳥葉一六五	登録の年月日	平成十一年十月二十八日
-----	-------	-----------	-------	--------	-------------

鳥取県選挙管理委員会告示第九十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成十一年十一月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党鳥取県支部連合会	代表者の氏名	坂野重信	平林鴻三	平成十一年九月八日	政党の支部
〃	会計責任者の氏名	手島幸一	石黒 豊	〃	〃
自由民主党鳥取市稲葉山支部	〃	馬淵深一	中岩 武	〃	〃
自由民主党赤碕町支部	主たる事務所所在地	東伯郡赤碕町大字麓津三三二	東伯郡赤碕町大字大父三五五	平成十一年九月二十四日	〃
〃	代表者の氏名	谷本 茂	河上高明	〃	〃
〃	会計責任者の氏名	田中昌一郎	林原 寛	〃	〃
自由民主党溝口町支部	従たる事務所所在地	日野郡溝口町庄九六五一	日野郡溝口町金屋谷六九〇	平成十一年十月一日	〃
〃	代表者の氏名	長田安夫	影山博人	〃	〃
〃	会計責任者の氏名	羽田 淳	長田安夫	〃	〃
民主党鳥取県総支部連合会	代表者の氏名	鍵谷純三	桑本丞章	平成十一年十一月五日	〃

木村はじめ後援会	会計責任者の氏名	木村繁美	西尾明夫	平成十一年九月二日	その他政治団体
鳥取県LPガス政治連盟	代表者の氏名	渡部 宏	安藤信夫	平成十一年九月八日	〃
片山よしひろ後援会	〃	小倉利男	米原正博	平成十一年十月一日	〃
〃	会計責任者の氏名	小林重男	小倉利男	〃	〃
さかの重信後援会	代表者の氏名	松岡一行	米原正博	〃	〃
西尾ゆうじ後援会	〃	岡本忠夫	〃	〃	〃
日南町を拓く会	代表者の氏名	田淵泰雄	内田博長	平成十一年十月六日	〃
〃	会計責任者の氏名	潮久	中島義人	〃	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第九十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成十一年十一月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所所在地	届出年月日	備考
自由民主党倉吉市成徳支部	矢田義延	矢田義延	倉吉市新町二丁目二二九九五	平成十一年十一月十二日	政党の支部

自由民主党鳥取 県軽自動車支部	吹野末吉	草川 薫	鳥取市安長七七 三	〃	〃
小原功後援会	楮原隆	福良誠一	八頭郡河原町大字 釜口一四三二	平成十一年九 月二日	その他の 政治団体
村尾馨後援会	土橋一郎	村尾恭子	岩美郡国府町大字 中河原七八一三	平成十一年九 月三日	〃
提島成一後援会	入江正雄	提島幸男	西伯郡大山町末吉 五九六	平成十一年九 月二十一日	〃
鳥取県珠算普及 政治連盟	高原秀治	高原 緑	岩美郡国府町稲葉 丘三丁目三五〇	〃	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第九十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、
政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、
その要旨を次のとおり公表する。

平成十一年十一月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

◎政党の支部
期間 平成11年1月1日～同年10月21日
政治団体の名称 自由民主党鳥取県軽自
動車支部

報告年月日 平成11年11月12日
(平成11年10月21日解散)

- 1 収入・支出の総額
 - (1) 収入総額 61,473円
 - ア 前年繰越額 61,429円
 - イ 本年収入額 44円
 - (2) 支出総額 61,473円
 - 2 収入・支出の内訳
 - (1) 収入の内訳
 - その他の収入 44円
 - 10万円未満の収入 44円
 - 合計 44円
 - (2) 支出の内訳
 - 政治活動費
 - 寄附・交付金 41,053円
 - その他の経費 20,420円
 - 小 計 61,473円
 - 合計 61,473円
- (うち本部又は支部に対して供与した
交付金に係る支出 41,053円)

期間 平成10年1月1日～同年12月31日

政治団体の名称 自由民主党倉吉市成徳
支部

報告年月日 平成11年11月12日
(平成10年12月31日解散)

- 1 収入・支出の総額
 - (1) 収入総額 147,911円
 - ア 前年繰越額 27,911円
 - イ 本年収入額 120,000円
 - (2) 支出総額 147,911円
 - 2 収入・支出の内訳
 - (1) 収入の内訳
 - 本部又は支部から供与された交付金
に係る収入 120,000円
 - 自由民主党鳥取県支部連合会 120,000円
 - 合計 120,000円
 - (2) 支出の内訳
 - 政治活動費
 - 組織活動費 147,911円
 - 合計 147,911円
- (うち本部又は支部に対して供与した
交付金に係る支出 0円)

期間 平成9年1月1日～同年12月31日
政治団体の名称 自由民主党倉吉市成徳
支部

<p>報告年月日 平成11年11月12日 (平成10年12月31日解散)</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 211,550円</p> <p>ア 前年繰越額 111,550円</p> <p>イ 本年収入額 100,000円</p> <p>(2) 支出総額 183,639円</p> <p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳</p> <p>本部又は支部から供与された交付金に係る収入</p> <p>自由民主党鳥取県支部連合会</p> <p>100,000円</p> <p>合 計 100,000円</p> <p>(2) 支出の内訳</p> <p>政治活動費</p> <p>組織活動費 173,139円</p> <p>その他の経費 10,500円</p> <p>小 計 183,639円</p> <p>合 計 183,639円</p> <p>(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)</p> <p>◎その他の政治団体</p> <p>期間 平成11年1月1日～同年7月31日</p> <p>政治団体の名称 小原功後援会</p>	<p>報告年月日 平成11年9月2日 (平成11年7月31日解散)</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 10,400円</p> <p>(1) 前年繰越額 10,400円</p> <p>(2) 本年収入額 0円</p> <p>2 支出総額 0円</p> <p>期間 平成11年1月1日～同年9月5日</p> <p>政治団体の名称 提島成一後援会</p> <p>報告年月日 平成11年9月21日 (平成11年9月5日解散)</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 212,351円</p> <p>(1) 前年繰越額 212,351円</p> <p>(2) 本年収入額 0円</p> <p>2 支出総額 0円</p> <p>期間 平成11年1月1日～同年9月8日</p> <p>政治団体の名称 鳥取県珠算普及政治連盟</p> <p>報告年月日 平成11年9月21日 (平成11年9月8日解散)</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 243,477円</p>	<p>ア 前年繰越額 243,366円</p> <p>イ 本年収入額 111円</p> <p>(2) 支出総額 52,500円</p> <p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳</p> <p>その他の収入 10万円未満の収入 111円</p> <p>合 計 111円</p> <p>(2) 支出の内訳</p> <p>政治活動費 52,500円</p> <p>組織活動費 52,500円</p> <p>合 計 52,500円</p> <p>(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)</p> <p>期間 平成11年1月1日～同年9月1日</p> <p>政治団体の名称 村尾馨後援会</p> <p>報告年月日 平成11年9月3日 (平成11年9月1日解散)</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 0円</p> <p>2 支出総額 0円</p> <p>期間 平成10年1月1日～同年12月31日</p> <p>政治団体の名称 小原功後援会</p>	<p>報告年月日 平成11年9月2日 (平成11年7月31日解散)</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 46,400円</p> <p>ア 前年繰越額 46,400円</p> <p>イ 本年収入額 0円</p> <p>(2) 支出総額 36,000円</p> <p>2 支出の内訳</p> <p>経常経費</p> <p>備品・消耗品費 36,000円</p> <p>合 計 36,000円</p> <p>(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)</p> <p>政治団体の名称 鳥取県珠算普及政治連盟</p> <p>報告年月日 平成11年9月21日 (平成11年9月8日解散)</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 295,866円</p> <p>ア 前年繰越額 295,588円</p> <p>イ 本年収入額 278円</p> <p>(2) 支出総額 52,500円</p> <p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳</p> <p>その他の収入</p>
---	--	---	---

<p>10万円未満の収入 278円</p> <p>合計 278円</p> <p>(2) 支出の内訳</p> <p>政治活動費</p> <p>組織活動費 52,500円</p> <p>合計 52,500円</p> <p>(うち本部又は支部に対して供与した 交付金に係る支出 0円)</p> <p>政治団体の名称 村尾馨後援会</p> <p>報告年月日 平成11年9月3日 (平成11年9月1日解散)</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 0円</p> <p>2 支出総額 0円</p> <p>期間 平成9年1月1日～同年12月31日</p> <p>政治団体の名称 村尾馨後援会</p> <p>報告年月日 平成11年9月3日 (平成11年9月1日解散)</p>	<p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 0円</p> <p>2 支出総額 0円</p> <p>期間 平成8年1月1日～同年12月31日</p> <p>政治団体の名称 村尾馨後援会</p> <p>報告年月日 平成11年9月3日 (平成11年9月1日解散)</p> <p>収入・支出の総額</p> <p>1 収入総額 0円</p> <p>2 支出総額 0円</p> <p>期間 平成7年1月1日～同年12月31日</p> <p>政治団体の名称 村尾馨後援会</p> <p>報告年月日 平成11年9月3日 (平成11年9月1日解散)</p>	<p style="text-align: center;">教育委員会告示</p> <p style="text-align: center;">鳥取県教育委員会告示第二十三号</p> <p style="text-align: center;">定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。</p> <p style="text-align: center;">平成十一年十一月二十四日</p> <p style="text-align: center;">鳥取県教育委員会委員長 岡 田 謙</p> <p>一 日時 平成十一年十一月二十五日(木)午前十時</p> <p>二 場所 鳥取市東町二丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員室</p> <p>三 議題</p> <p>1 鳥取県産業教育審議会委員の任命について</p> <p>2 その他</p> <p style="text-align: center;">公 告</p> <p>保健婦助産婦看護婦法(昭和23年法律第203号。以下「法」という。)第18条の規定により、准看護婦試験を次のとおり実施する。</p> <p style="text-align: center;">平成11年11月24日</p> <p style="text-align: right;">鳥取県知事 片 山 善 博</p> <p>1 試験の日時</p>
---	---	--

<p>平成12年2月22日(火) 午前10時から午後3時まで</p> <p>2 試験の場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂 鳥取市江津318-1 鳥取県看護研修センター</p> <p>3 試験科目 解剖生理、栄養、薬理、病理、微生物、保健医療、関係法規、精神保健、基礎看護、成人看護、老人看護及び母子看護</p> <p>4 受験資格 次の(1)から(6)までのいずれかに該当する者であること。 (1) 文部大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者(平成12年3月31日までに当該学科を修める見込みの者を含む。) (2) 厚生大臣の定める基準に従い都道府県知事の指定した准看護養成所を卒業した者(平成12年3月31日までに当該養成所を卒業する見込みの者を含む。) (3) 文部大臣の指定した学校において3年以上看護婦になるのに必要な学科を修めた者(平成12年3月31日までに当該学科を修める見込みの者を含む。) (4) 厚生大臣の指定した看護婦養成所を卒業した者(平成12年3月31日までに当該養成所を卒業する見込みの者を含む。) (5) 外国の看護婦学校を卒業し、又は外国において看護婦免許を得た者で、厚生大臣が(3)又は(4)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの (6) 外国の看護婦学校を卒業し、又は外国において看護婦免許を得た者のうち、(5)に該当しない者で、厚生大臣の定める基準に従い鳥取県知事が適当と認められたもの</p> <p>5 受験願書の受付期間 平成12年1月4日(火)から同月7日(金)まで なお、郵送による場合は、平成12年1月7日(金)までの消印のある者に限り受け付ける。</p> <p>6 受験願書の提出先 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県福祉保健部医務薬事課(持参又は郵送によること。)</p> <p>7 受験願書の添付書類 (1) 4の(1)から(4)までのいずれかに該当する者であるときは、修業証明書又は卒業証</p>	<p>明書(平成12年3月31日までに学科を修め、又は養成所を卒業する見込みの者)については、修業見込証明書又は卒業見込証明書とする。この場合、同日までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。)</p> <p>(2) 4の(5)又は(6)に該当する者であるときは、外国の看護婦学校を卒業し、又は外国において看護婦免許を得たことを証する書面</p> <p>(3) 写真(出願前6月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したものとす</p> <p>る。)</p> <p>なお、その写真が本人のものに相違ない旨の受験資格に係る学校又は養成所の証明書(当該証明書の交付を受けることができない者)にあつては、その写真と照合することのできる写真のついた身分証明書その他の書面とする。この場合、当該書面は後日返送するので、430円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。を添付すること。</p> <p>8 受験手数料及び納付方法: 受験手数料は、6,600円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。 なお、県外から郵送により受験願書を提出する場合は、現金書留で6,600円を送付すること。</p> <p>9 合格者の発表等 (1) 平成12年3月15日(水)午前9時に、合格者の受験番号を鳥取県庁本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、合格者には合格証書を交付する。 (2) 試験の得点については、鳥取県個人情報保護条例(平成11年3月鳥取県条例第3号)の規定に基づき、開示する。 10 その他 (1) 受験願書の用紙は、鳥取県福祉保健部医務薬事課において交付する。その交付請求、試験に関する照会等を郵便によつて行う場合には、80円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。 (2) 試験の詳細については、鳥取県福祉保健部医務薬事課(電話0857-26-7190)に照会すること。</p>
---	--